

令和5年度（2023年度）第2回吹田市立男女共同参画センター運営審議会議事録

1 日 時 令和5年11月20日（月） 午前10時～正午

2 場 所 吹田市立男女共同参画センター 2階 視聴覚室

3 出席者 <審議会委員>（出席者9名）

溝上絢子会長、山ノ内裕子副会長、堀内真由美委員、寺本尚美委員、池田光穂委員、高木良悟委員、尾川寿江委員、上村美佐子委員、富永明委員

<事務局職員>

前村理事（人権政策・ウクライナ避難民支援担当）

（人権政策室）高島室長、柴野参事、川下主幹

（男女共同参画センター）淵上所長、吉川所長代理、佐藤主査、原田主任、大久保主任、石井係員、松村係員

4 傍聴者 0名

5 内 容 案件

（1）第5次すいた男女共同参画プランと男女共同参画センターの事業との関連性について

（2）第5次すいた男女共同参画プランの目標値と男女共同参画センターの取組について

（3）令和4年度（2022年度）決算について

6 配付資料 資料1 令和5年度（2023年度）主催講座 第5次すいた男女共同参画プラン対応表（10月現在）

資料2-1 第5次すいた男女共同参画プランの計画推進のための目標値に対する男女共同参画センターの取組状況

資料2-2 デートDV予防啓発出前授業（中学校）開催状況（過去5年）

資料3 令和4年度（2022年度）歳入・歳出決算

【議事要旨】

◆案件（1）第5次すいた男女共同参画プランと男女共同参画センターの事業との関連性について

会 長： ただ今の説明につきまして、何かご意見などがありますか。

委 員： 第5次プラン冊子の「はじめに」に記載されているとおり、ジェンダーギャップ指数で特に政治・経済分野の順位が著しく低いということは、周知の事実になりつつあると思います。そういうことを鑑みますと、資料1の1ページ目の「基本方向1あらゆる分野における男女共同参画の推進」の「基本課題1政策や方針決定への女性の参画」、その主な取組として「政策・方針の立案・決定過程への女性参画」、これが一番難しくくて大事な点かと思うようになりました。センターとして外への働きかけなど、プランとしてお持ちですか。

事務局： プランの1-1-1「政策・方針の立案・決定過程への女性の参画」については、担当所管の振り分けの中では、当センターは該当しておらず、表でもダイヤ印がついていません。しかし、何かできないかとは意識しておりまして、今年度は男女共同参画週間の行事としまして、イギリスでの実話をもとに女性が参政権を獲得していくストーリーを描いた映画を上映し、多くの方に参加いただきました。政治の分野をどうやって取り扱えるかについては、内部でも研究しているところです。

事務局： 人権政策室の男女共同参画の担当から補足します。計画推進の指標に「審議会等委員における女性の割合」について目標値を40%~60%と定めております。ジェンダーの主流化と言われるとおり、あらゆる施策においてジェンダーの観点から取り組むために、市が設置する様々な審議会において、積極的に女性委員の参画を進めることを目標としています。数値目標の達成はまだまだなされていませんが、毎年、人権政策室から庁内への働きかけを行っております。

また、市役所の組織において女性管理職を積極的に採用することも重要だと思っておりますので、人事担当にも施策の推進をお願いしております。

委 員： 例えば、フランスでは、日本と同じぐらい、1944年に女性参政権がやっと実現しています。いわゆる先進国でも遅い方で、女性の議員が増えなかったため、まずは市町村議会からクオータ制を実施することで少しずつ変わり、ジェンダーの問題に関して1990年代から直線的に進化していったということがあります。例えば、市議会を構成する政党に、男女の議員の公募の割り当てについて、また、議員のジェンダーギャップについてどのように考えますかというアンケートをとるなど、できないでしょうか。これがどれほど大変なことか重々想像がついておりますが、性犯罪・性暴力の防止をはじめ、多様

な働き方やひとり親家庭支援など、プラン冊子の「はじめに」にある大きな課題をみんなで一生懸命考えていけたらと思います、お聞きした次第です。

委員： DVの啓発は非常に重要です。プラン冊子 30 ページの（図 2）「相談しなかった理由」の 1 番に「相談するほどのことではないと思った」とあります。従来の社会的な価値観、男尊女卑は、現在もずっと続いており、被害者が、自分たちが被っている暴力に対して無自覚であるということだと思います。ジェンダーの不均衡と、それに起因する暴力を含む権力的なパワーバランスについて自覚できるよう、啓発啓蒙を通して変えていかなければならないと思います。

それからプラン冊子 29 ページの第 2 段落のところでは、新型コロナウイルスの影響で失業等が増え、家庭の中での配偶者等からの暴力の増加や深刻化が懸念されているためという記載がありますが、エビデンスはありますか。行政の施策は、社会的な統計や警察のレポートというものをサーチして、根拠を持つべきだと思います。

また、図 3 の DV・児童虐待相談件数に関して、件数の変化が何に起因するのか、自分たちの意識や感覚に根拠があるのかどうか、北摂の自治体間での情報交換、あるいは様々な人権擁護に関する当局や警察等への照会などをしてはどうでしょうか。行政の領域を超えたネットワーク化が、地域の DV や児童虐待を減らしていくことにつながると思いますので、小さなプロジェクトでもいいのでどうでしょうか。

事務局： DVにつきましては、人権政策室が主に対応しております。他市との連携は大阪府がマネジメント機関となっております。例えば、配偶者暴力相談支援センターについては連絡会議のようなものを大阪府が設置しており、そちらで情報共有や統計データの取りまとめがされています。図 3 の DV・児童虐待相談件数に、令和 4 年度のデータはありませんが、令和 4 年度に DV は 651 件、児童虐待は 1,800 件を超える相談件数となっております。コロナ禍前の数字と比べますと、格段に増えているという認識です。

本市では、DV防止と児童虐待防止に向けた啓発活動としまして、W（ダブル）リボンプロジェクトに取り組んでいます。平成 23 年度から行っている吹田市独自の取組です。この 11 月は、「女性に対する暴力をなくす運動期間」と「児童虐待防止推進月間」ということで、集中講座や映画の鑑賞会などの取組を実施しております。まだまだ周知が足りないという認識しておりますので、今後も力を入れていきたいと考えております。

事務局： 先ほど質問のありましたコロナ禍と相談件数の関係について説明します。当センターで受け付けた相談について、令和 3 年度からコロナに関わる相談という項目を新たに設けて集計しております。令和 3 年度は 957 件のうち 38 件、令和 4 年度は 1,074 件のうち 15 件、明らかにコロナに関わる相談がございます。

委員： 私は、男女共同参画条例作りに市民委員として関わりました、条例を自分たちのものとして使っていこうという思いと、条例推進のために男女共同参画センターを活用しようという思いが強くあります。

基本課題4の「男女共同参画推進体制の充実」については、単に推進体制の充実というよりは、むしろ、拠点施設としてデュオがやっていくんだという捉え方をしていたきたいです。自分たちがここを使うときには、そういうことを考えながら使っていきたい。事業がここで展開されるときも、そういう関わり方をしたいと考えています。

◆案件（2）第5次すいた男女共同参画プランの目標値と男女共同参画センターと取組について

会長： 案件（2）として説明のあったプラン冊子51ページの指標と、案件（1）の基本課題とが必ずしもリンクするわけではないとは思いますが、中身自体は関連してくると思いますので、案件（1）（2）を併せて、ご意見をいただければと思います。

委員： 資料2-1の取組状況とプラン冊子の48ページを見ますと、センターを知っている人割合が2020年度の調査では18.7%で、前回より2ポイント減っています。知っている人のうちで利用したことがある人が30%となりますと、このアンケートの回答者、あるいは吹田市の全人口でこの利用が想定される人というのは、その中から何%の人がここを使っているのでしょうか。18.7%から更に3割に減るとなると、実際にこの数字はどのぐらいなのでしょう。

そして、なぜ利用者が少ないのかという分析が足りないのではないですか。若い人にアイデアを出してもらうことも必要ですが、担当の所管としてどのように分析したのか、その上での取組ではないのかと思います。

事務局： 認知度や利用状況について数値上だけの話で申しますと、調査では回収率が半分ぐらいですが、この数値を今の吹田市の全人口に当てはめまして、38万人のうち18.7%に当たる7万人が当センターを知っていて、うち3割ですから2万人が利用していると、数値上ではなりません。

私どもでは、講座をどんどん利用してほしいと思っており、利用いただいた後は、アンケートで感想をお聞きしています。その中で、このセンターに来られたことがありますかという質問も設けており、今回初めて来たという人がどんどん増えてほしいと思いながら、その数値を見ています。講座によってばらつきはありますが、新しい方が多く来られていた場合は、今回のこういうPRが良かったのだろうなど話をしながら振り返りをしています。そして講座の内容も男女共同参画のど真ん中のテーマを設定すると

きもあれば、あえてポイントを押さえつつも関わりやすいようなテーマに広げながら、例えば、体を動かす内容を取り入れたりだとか、家族で楽しく子育てをする要素を入れた講座に仕上げたりしながら、新しい方も来ていただけるように意識しながら講座の企画を考えています。

委員： 例えば、北摂では豊中だとステップ、茨木ではローズワムなどありますが、こういった他の施設やあるいは先進的な取組を行っているすごく利用者が多かったり、認知度が高かったりするところもあり、そこではどういう取組をしているのか分析する必要もあります。また、必ずしも男女共同参画センターに限らずとも社会教育施設で何か成功しているところとか。

この間、仕事で沖縄の公民館に行ったのですが、沖縄では公民館が少なくて公民館自らが地域に出ていき、「パーラ公民館」といって出前公民館みたいなことをやっておられます。

今、吹田市では中学校でデートDVの出前授業をされていますが、この取組は素晴らしいと思います。いろいろ考えてみたら何か思い浮かぶのではないかと。吹田市には若い職員の方たちがおられるし、いろいろとアイデアをお持ちだと思いますので、若い方とプロジェクトを組んで、同じようにこのセンターでも、いくらでも知恵を絞って面白くやっていけばお金をかけずに認知度を上げることができるし、参加者を増やすことはできるのではないかと思います。

委員： 別の審議会の委員として、この第5次プランの作成に関わらせていただきました。これまでのプランよりも分かりやすくシンプルなものにしましたので、ぜひ委員の皆様じっくり読んで、活用していただければと思います。

また、今回は3年間の短いプランであり、間もなく次のプランも準備に入りますが、そのときに、市で実施している取組にはこういうものもあるとか、この項目には男女共同参画センターも担当所管に入ってもいいのではないとか、センターの方からも提案をされてはどうでしょうか。こうした点では寄与できるとか、この点は弱いとかあると思いますので、受け身ではなくて、ぜひセンターのほうからも働きかけていただいたら良いと思います。

御説明の中で、センターとして取り組めていないものとして、1-3-1のワークライフバランスについてと、3-1-2の事業者・労働者への啓発と情報提供についてが挙げられました。それに対して資料2-1では今後の取組を3つほど挙げられていますが、もう少し事業所に届きやすく、事業者が利用しやすい工夫が必要と思います。例えば、その事業所が職場で人権研修をするときに、講師の派遣は無料で、市が研修をしてくれる

のは魅力的です。他市のホームページを拝見すると、事業者向けのホームページがあり、申請書もダウンロードできて、ちらしにQRコードも載っていて、アクセスしやすい工夫がされているところが割とあります。吹田市で出前講座を検索してみると、生涯学習の出前講座は出てきますが、事業所が利用できる出前講座の情報には簡単にアクセスできなかったのが、アクセス方法の工夫をされたらいいと思います。

それから、市民に対する講座がセンターのホームページに載っており、これから申し込めるものだけでなく、既に終了したものについてもあえて載せておられますが、終了した講座が多くてこれから開催のものとあまり差がないので、そこも工夫をされていくともっと利用しやすくなると思います。

第5次プランでは、数値目標の達成状況が分かる紙面づくりをさせていただいたので、これは多分次のプランにも引き継がれるかと思います。数値目標として挙げたものができてないと、当然、目立ってしまいますので、事業者に関連する目標値も到達できるように、取組を進めていただきたいと思います。

デートDV予防啓発出前授業については、18校全てで実施するという目標値になっています。先ほど、進捗状況を資料2-1でご説明いただいて、佐井寺中学校、豊津西中学校、片山中学校の3校が実施の意向がないということで、理由としてはカリキュラムが厳しいためとか、あるいは学校で同等の授業を実施しているからということでした。本当に学校で同等な事業内容を行っていて、わざわざこのDV予防啓発出前授業をする必要がないのであれば、それはそれで構わないのではないかと思います。意向なしの3校をセンターとしてどうされるつもりなのか、やっぱり何らかのアプローチを続けていかれるのか、目標に掲げておられる以上は、達成を目指さなければいけなくなりますので、その辺りのところを考えていただけたらと思います。

会 長： デートDV予防啓発授業については、同等の授業というものの内容を見て、足りないところはないのかを確認していただくとか、カリキュラムが難しいのであれば、何か取り組めるところがないのか検討をお願いしたいと思います。今の点コメントをいただきたいところですが、その前に、認識されていたとおり事業所を対象とした取組が少し弱いところがありますので、事業所に対してどう切り込んでいくのかについて、アドバイス等あればお願いします。

委 員： 私は社会保険労務士ですが、もちろん、会社の経営者はワークライフバランスがすごく大事だということを認識されていると思います。今年度はまだセンターの出前講座の応募者がいないという状況ですけれども、恐らく千人単位の規模の会社であれば、自前で何とか調達されていると思われます。100人以下の小さな事業所では、経営者が今大変忙しくされている会社がほとんどですが、ワークライフバランスやジェンダー平等な

どへの関心は、非常に高いです。しかし、100人規模の事業者にとっては、情報が氾濫しており自分から取りに行くのはすごく辛いところです。待っているだけでは多分来ません。DMを送るとか、例えば、講座のDVDを無料配布するなどもいいと思います。

全く講座をしないのは、ナンセンスだと思います。プラン冊子43ページの「2 事業者・労働者への男女共同参画の啓発と情報提供」ということで、「事業所に向けての出前講座を実施します」とか、その下の「啓発冊子の配布」が記載されていますが、啓発冊子の配布も非常にいい取組だと思いますので、これをぜひとも100人以下の小さな企業に届くように、工夫していただきたいと思います。

委員： 資料1-3-1のワークライフバランスの推進については、当然事業者も取組が必要だと分かっています。ただ、現実問題としてこの数年で一気に環境が変わってしまっています。長時間労働の是正や在宅ワークの増加、そうした変化が進んでいるように報道されていますし、大手はそういう方向になっています。しかし、中小ではなかなか難しいところがあります。現実の経済と全く合っていないところでワークライフバランスと言われても、というのが本音です。

DVの話にしても、ここにいる人で実際に何人の方が実体験として経験されたことがおありでしょうか。仮に、ほとんどいらっしゃらないとすると、当事者意識の人を横に置いて机上の議論をしていることになり、改善はできません。なぜそういうことが起こったのかとか、起こしてしまったのかをその立場になって考えないと変わらないと思います。根本的なところも改善しないと、ここでいくら議論しても何も改善されないと思います。

中学校でのDV予防啓発出前授業については、大事なのであれば、必ず授業に組み込ませるようにしなければと思います。公立学校でこれだけばらつきがあると通っている生徒さんにもばらつきが出ますよね。根本的なところも改善しないと、ここでいくら議論しても何も改善されないと思います。

委員： それでしたら、俺は家でDVしているからここで発言できるんだという論理になってしまうので、私は非常に問題があると思います。DVの経験をしてなくても、様々な教育とか研究とかあるいは体験を聞くことで、DVの問題に触れることはできるし、我々はそういうふうに触れないといけない。自分たちが関わってないから発言できないというのは、私はおかしいと思います。

委員： すみません、体験がないから発言をしてはいけないと言ったつもりではありません。この冊子にも書いていますが、言葉の暴力もDVに含まれるということですが、DVで問題視されるのはほとんど暴力の方であって、言葉だけではDVとならないことが多い

と思います。前後の状況に関わることが大きいと思います。言葉だけでDVだって言われたら、いろんなことがDVになってしまうと思うので。皆さんがそういう経験を研究されていて、いろいろ知っているのであれば良いのですが、そうでない場合に、何かこう机上の空論のように思えて仕方がなかったので、そういうふうに申し上げました。

委員： DVの経験を聞くことについては、二次的なトラウマといって、プライバシーが確保されないこと、自分の辛い経験を話すことへの嫌悪など問題があります。様々なトラウマに対する保護措置が進んでいるところですので、生の声を聞くためには、ものすごく高い様々な社会的ハードルがあり、我々は生の声を聞きたくても聞けない。あるいは、当事者に生の声を伝えたいという気持ちが心の奥底にあっても、フォーマルな場でプライバシーが確保されても言いにくいということも明らかになっています。

委員： 私は職業柄、久しい友人たちから相談を受けることが多いものですから、私自身がフラッシュバックしてしまって非常に気分がしんどくなってしまいました。寄り添い、エンパシーして、理解できないところは自ら学習し、そして話し合っってより良きものを作っていくというのがこの場であると、私は数年関わらせていただき、そのように理解しております。

会長： 様々なご意見があろうかと思いますが、この審議会自体はそれぞれの区分からのご推薦を受けているところで、皆さんそれぞれバックグラウンドをお持ちで、それぞれの知見をこの場で披露していただいて、このデュオをより良くしていただくというところに主眼を置いていただければと思います。

事務局の方からコメントいただきたいのですが、恐らく事業所に対して、取っつきにくいところが正直あるのかなと思いますので、そこはご検討いただきたいところです。そして、先ほどの委員の発言では、経営者側は、やらなければならないことと、自らの経営を考えないといけないところにジレンマがあるというお話かと思いますので、ワークライフバランスを進めながらこうやってうまく工夫したらいいですよと、事業者にアピールできるような講座内容もご検討いただけたらと思います。

事務局： 現在、センターで実施しているのは、事業者向け研修の実施の周知と吹田市のLINE（ライン）での配信ですが、今後、地域経済振興室のメールマガジンへの配信や吹田商工会議所ニュースへの掲載を予定しています。また、ホームページの掲載につきましては、既に課題として認識しており、ホームページの充実を図っていきます。100人規模の会社へのアプローチや講座の動画配信などは、これから検討していきたいと思います。

会長： 数値目標の話に戻りますが、先ほど委員から若い世代の声をということがありましたので、何かアドバイスとか、全体的なコメントがあればお願いします。

委員： 認知度に関しては、数値上ではやっぱり進んでいないと言わざるを得ない結果になっていると思います。若者の声については、問題を知らないと当てにならないというのは確かにおっしゃるとおりだと思います。私は大学生ですが、周りを見ても男女共同参画のどの字も出てこないような日常生活で、普段はバイトやサークル、それに大学の勉強などで忙しかったりするので、当事者意識を持つというのはなかなか難しいことだと思います。その中で、若い方にアイデアを出してもらおうということ自体はすごく意義があると思います。公務員を目指す学生にとっては、センターがどういうことをやっているのかとか、市の行政の区分なども知るきっかけになりますし、すごくいいことだと思います。

SNSの活用についても、Facebook（フェイスブック）はあまり使っていないくて、X（エックス）も今、経営方針が変わり利用がどうなるのか読めないところですし、LINE（ライン）も吹田市の公式LINEは周りの友達の登録も恐らくかなり少ないと思います。別の媒体、例えばInstagram（インスタグラム）や、Threads（スレッズ）などのSNSもあります。SNSの候補を広げると、業務の時間にも影響すると思うので、利用者が見込めないものは、随時削減するということもあり得ると思います。

デートDVのことについて、私は、今日このあと出前授業にユースリーダーとして参加予定ですが、研修において、専門の講師からDVの加害者や被害者の声を、生の声ではないですがお聞きし、加えて専門的な講義を受けてユースリーダーになっています。

中学校の出前授業は、だいたい道德の時間を使わせていただくことが多いですが、道德の学習指導要領では目標で命の大切さを学ぶとか、デートDVに関する関連する教科としての目標が実際にありますので、同等の授業をされているというのは納得できる面が多いです。ただ、大学生が参加し年齢の近い大人が伝えることで、学校の先生とは異なったメッセージを伝えることができると思いますので、それも含めて実施の意向のない3校に対してもアプローチをしていただければと思います。

事務局： デートDVの予防啓発講座についてはどの中学校にもご案内をしています。事前に会長からもご意見いただきまして、利用のない中学校の状況を聞いてみました。その中学校では、出前授業は希望せず、同等の取組を行っているということで、具体的には、人権政策室で「エール」というデートDV予防の小冊子を作っておりまして、そちらを使って1年生を対象に説明をしているとのこと。「エール」には、私たちが予防啓発出前授業の中でお伝えしている、お付き合いしている中で、「いっしょに食事する場合、男の子が支払うものでしょうか」とか「LINE（ライン）を送ったらすぐ返信が来て当然でしょうか」というような内容が入っておりまして、最低限、学んでほしい事項に触れていただいていると思っています。

学校現場は今、いろいろな取組をされていて、授業の確保も苦労されていることとされます。私どもの出前授業の方がより具体的で、大学生からメッセージを伝えるという効果的な面があり、ぜひ活用していただきたいところですが、学校現場での折り合いのつけ方というのも尊重させていただきながら、デートDVについて勉強する機会が持てるということを目指していくのも一つかと思っています。

委員： 今話を聞いて、やはり数値目標だけを見るのではなく、啓発冊子が教育の現場で活用されているというようなエピソードを、数値の補完として評価してはどうでしょうか。それから、実際にアウトリーチを実施して、どういう困難があったのかを正直にお示しになれば、数値は下がったけれど違う面で希望の光があるということ、ある程度正当化できると思います。ネガティブな側面に着目するのではなく、ポジティブな側面もあるというオルタナティブなデータをこの冊子の中に盛り込めば、その部分のハンディキャップは乗り越えられるのではないかなと思います。

委員： 学校でのデートDV予防啓発ですが、中学生からすると、外部の偉い先生ではなく大学生が参加するというのはとてもいいことだと思います。現場の大変さは私も教職課程をやっておりましたのでよく分かります。ただ、先生たちも性教育やデートDVについてはやらなくていいとは思っていないはず。先生、あるいは学校は、デートDV予防啓発授業をしたらどんなことを望んでいるのか、ニーズを聞いてみてもいいのかなと。そこに踏み込んで行けると、何か突破口が開けるかもしれないと思いました。

◆案件(3)の令和4年度(2022年度)決算について

会長： ただいまの説明について何かご質問とかご意見はありますか。

委員： 使用料のことですが、今はネットから申し込みをして、このセンターに来て事前に料金をお支払いするという形になっていますけど、実際にどのぐらいのグループが使用料を払っておられるのでしょうか。そして、以前は、ここを定期的に使う団体には、使用料については減免というのがありましたが、使用料については、これからどういう見通しでされていくのかについてお聞きしたいです。

デュオの認知度のことではいろんな意見がありましたが、私たちからすれば、もうみんな知っており、ここで活動したい人ばかりですけれど、そういうグループがここを本当にずっと使っていけるよう、どのように支援いただけるのかということで、使用料のことと絡めてお聞きしたいです。

事務局 使用料につきましては、令和4年度全体で使用件数3,731件ございましたがその中で、一般利用のうちで、金額が発生している件数につきましては2,243件になっております。それ以外は公用ということで、当センター自体で実施している主催事業、また、本市の他部署がこちらの貸室を利用する場合は減免ということになっています。

以前は、一般団体向けの減免があったとお聞きしております。その際、男女共同参画を推進するような団体の登録があり、その登録された団体について減免をしていたという経緯がございますが、現在はその制度がなく、一般団体の方に対する減免はないのが現状になっております。

事務局： 補足させていただきます。使用料の減免に関しては、本市では各施設でまちまちに運用がされていましたが、数年前でしょうか、全庁的な議論をしまして、そもそも使用料は公的な施設ということである程度市民に使いやすい金額になるように設定していることを踏まえて検討しまして、基本的に皆さんに負担していただき、公的なものだけを免除の対象にするということになりました。ご理解いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

会 長： では、その他についてお願いします。

事務局： 今後の予定でございますが、今年度の会議は今回で終了となります。次回につきましては、年度が改まりまして、7月から8月頃に開催したいと考えています。皆様には4月以降に事務局からご案内を差し上げますので、よろしくお願いたします。

それから少しご連絡がございます。現在、委員の皆様方には、月1回、当センターの講座の案内を郵送でお送りさせていただいております。こちらを電子メールに変更させていただくことを検討しております。アドレスの登録をいただいていない方や、紙のほうを希望される場合については対応させていただきます。準備が整い次第、切り換えさせていただきます。ペーパーレスの取組ということで御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

もう1件ございます。この11月は、W（ダブル）リボンプロジェクトということで、本日このセンターの入口に、W（ダブル）リボンのモチーフを飾っておりまして、来館者に、リボンを付けていただいております。もしお時間が許しましたら、リボンを付けていただけたらと思います。

会 長： 他にございませんでしょうか。ないようでしたら以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。お忙しい中どうもありがとうございました。